

～ 修学に関する貸付のご案内 ～

生活福祉資金貸付制度について

福島県社会福祉協議会では、生活にお困りの世帯に一時的に必要な資金の貸付けを行う「生活福祉資金貸付制度」を実施しており、その中で修学に関する費用を貸付けています。

生活福祉資金 貸付対象世帯

低所得者世帯：世帯収入が生活扶助基準額の1.7倍以下（家族構成により金額は異なります）

※母子父子寡婦福祉資金、日本学生支援機構奨学金、日本政策金融公庫、その他金融機関からの貸付が利用できる場合は、そちらの貸付が優先となります。

生活福祉資金貸付（教育支援資金）制度

高校、専門学校（専修学校専門課程）、短大、大学への就学に必要な入学金や制服等の経費や、授業料・通学定期代等の修学経費を無利子でお貸しする資金です。

【資金の種類と内容】

資金種類	対象経費	貸付限度額	据置期間	償還期間
教育支援費	修学に必要な経費 授業料、教材費、交通費（通学定期代）、賃貸アパート家賃など	①高等学校（専修学校高等課程含む） 月額35,000円以内 ②高等専門学校 月額60,000円以内 ③短期大学（専修学校専門課程含む） 月額60,000円以内 ④大学 月額65,000円以内	卒業後 6ヶ月以内	据置期間 経過後 20年以内
就学支度費	入学に際し必要な経費 入学金、制服代、教科書等の入学時に必要な経費	500,000円以内		

※就学する方が借受人、世帯の生計中心者が連帯借受人となり申込みとなります。
 ※借受人が未成年の場合、親権者（又は未成年後見人）の同意が必要となります。
 ※世帯の収入状況によっては、連帯保証人を立ててもらうことがあります。
 ※貸付限度額では不足する場合、条件により限度額の1.5倍まで貸付けられることがあります。

生活福祉資金貸付（福祉資金）制度

修学旅行費用、義務教育入学に係る経費等、日常生活上一時的に必要な経費をお貸しする資金です。

対象経費	貸付限度額	据置期間	償還期間
修学旅行費、新入学時の学用品購入費、制服代など	500,000円	6ヶ月以内	据置期間経過後 3年以内

※連帯保証人を立てる場合は無利子、連帯保証人がいない場合は年1.5%の利子がかかります。

ご利用に際しての留意事項

- （1）本資金は、借入世帯の生活の安定や自立を図ることを目的としていますので、申込時から償還完了まで、お住まいの地区の担当民生委員及び市町村社会福祉協議会等が相談・支援を行います。
- （2）すでに購入・お支払済みの経費は貸付対象となりません。
- （3）借入申込書に必要書類を添付してお申込みいただきます。申込内容を審査し、決定後に送金しますので、お申込みから送金まで約1ヵ月かかります。合格・入学前に申込みすることも可能です。
- （4）償還期間内に償還完了できない場合、残元金に対し年5%の延滞利子が日割りで加算されます。
- （5）詳しい申込み手続きに関しては、下記までお問合せください。

貸付条件等の問合せ先・・・福島県社会福祉協議会（TEL024-523-1250）
 貸付の申請・相談窓口・・・各市町村の社会福祉協議会

福島県社会福祉協議会

検索